

通達甲(副監・警・教・教1)第16号

平成7年9月1日

存 続 期 間
---------

部長、参事官  
各 殿  
所属 長

副 総 監

警察庁指定広域技能指導官の推薦及び活用について

〔沿革〕平成11年2月 通達甲(副監・警・人2・人6)第1号

17年6月 同(副監・警・教・教1)第15号改正

警察部内において極めて卓越した専門的な技能・知識(以下「専門的技能等」という。)を有する職員を、指導・教養及び支援を目的として都道府県警察の枠組みにとらわれずに広域的に活用するために警察庁長官が指定する「警察庁指定広域技能指導官」の推薦、要請及び派遣については、平成7年9月1日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようになされたい。

命によって通達する。

記

第1 警察庁指定広域技能指導官の推薦

1 推薦の対象となる者

- (1) 警視庁技能指導官の指定に関する規程(平成7年5月31日訓令甲第23号)により警視庁技能指導官(以下「技能指導官」という。)に指定された者

(2) 前(1)に相当する技能・知識を有する者

## 2 所属長の推薦

(1) 警視庁本部の課長及び各部の付置機関の長（以下「課長等」という。）は、自所属の技能指導官又はこれらに相当する技能・知識を有する者に、警察庁指定広域技能指導官として真にふさわしい者（以下「候補者」という。）があると認める場合は、別記様式第1の「警察庁指定広域技能指導官推薦名簿」（以下「推薦名簿」という。）を作成し、代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。以下同じ。）に推薦するものとする。

(2) 課長等は、自己の所管する職務（以下「所管」という。）に関して候補者が警察署にある場合は、当該警察署長と協議の上、前(1)と同様の方法をとるものとする。

## 3 協議等

(1) 推薦名簿の送付を受けた代表課長は、専門的技能等の内容を審査し、人事担当課長（被推薦者が警部以上の場合は人事第一課長、警部補以下の場合は人事第二課長。以下同じ。）及び教養課長と協議を行った後、警視総監の承認を得て警察庁において当該専門的技能等を主管する課長（これに準ずる職を含む。以下「警察庁業務主管課長」という。）に推薦名簿を提出（警察庁において当該専門的技能等を主管する課経由）するものとする。

(2) 前(1)の警察庁業務主管課長への推薦は、警視総監名で行うものとする。

## 4 報告等

教養課長は、推薦に係る候補者が警察庁指定広域技能指導官審査委員会において警察庁指定広域技能指導官に指定されたときは、警視総監に報告するとともに、人事担当課長、代表課長及び候補者の所属の所属長に通知し、所要事項を人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

## 5 警察庁指定広域技能指導官名簿の周知

教養課長は、警察庁が作成する警察庁指定広域技能指導官名簿の周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の特殊性により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

## 第2 警察庁指定広域技能指導官の指定取消し

### 1 指定取消し

課長等は、自所属又は所管の警察庁指定広域技能指導官について、その指定を取り消す必要が生じたときは、代表課長に別記様式第2の「警察庁指定広域技能指導官指定取消上申書」(以下「取消上申書」という。)を送付するものとする。

## 2 協議等

(1) 取消上申書の送付を受けた代表課長は、その内容を審査し、人事担当課長及び教養課長と協議を行った後、警視総監の承認を得て警察庁業務主管課長に取消上申書を提出(警察庁において当該専門的技能等を主管する課経由)するものとする。

(2) 前(1)の警察庁業務主管課長への提出は、警視総監名で行うものとする。

## 3 報告等

教養課長は、警察庁指定広域技能指導官の指定が取り消されたときは、警視総監に報告するとともに、人事担当課長、代表課長及び警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長に通知するものとする。

## 4 警察庁指定広域技能指導官名簿からの削除

教養課長は、警察庁指定広域技能指導官の指定が取り消されたときは、警察庁指定広域技能指導官名簿から削除するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに削除登録するものとする。

## 第3 警察庁指定広域技能指導官名簿登録事項の変更

課長等は、自所属又は所管の警察庁指定広域技能指導官の名簿登録事項に変更があったときは、その内容を代表課長、人事担当課長及び教養課長に通知するとともに、警察庁業務主管課長(警察庁において当該専門的技能等を主管する課経由)及び警察庁長官官房参事官(教養担当)に通知するものとする。

## 第4 警察庁指定広域技能指導官の教養派遣要請

### 1 協議

職員の指導・教養を目的として警察庁又は道府県警察(以下「道府県警察等」という。)に所属する警察庁指定広域技能指導官の派遣を要請しようとする所属長は、当該指導・教養に係る業務を所管する部の代表課長と協議の上、被要請者の氏名等必要事項を教養課長に通知するものとする。

## 2 教養派遣要請

教養課長は、前1の通知を受けたときは、当該道府県警察等において教養を担当する所属長を通じて警察庁指定広域技能指導官の教養派遣を要請するものとする。この場合において、必要あるときは、警察庁業務主管課長又は警察庁長官官房参事官（教養担当）の調整を受けること。

## 3 通知

- (1) 教養派遣を要請した所属長は、警察庁指定広域技能指導官による教養終了後、速やかに別記様式第3の「警察庁指定広域技能指導官による教養実施結果通知書」により、当該教養実施状況について教養課長に通知するものとする。
- (2) 教養課長は、前(1)の通知を受けたときは、当該教養実施状況を警察庁業務主管課長（警察庁において当該専門的技術等を主管する課経由）及び警察庁長官官房参事官（教養担当）に通知するものとする。

## 第5 警察庁指定広域技能指導官の教養派遣

### 1 教養派遣

- (1) 教養課長は、道府県警察等から指導・教養を目的として警視庁に所属する警察庁指定広域技能指導官の派遣を要請されたときは、当該警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長に通知するものとする。
- (2) 前(1)の通知を受けた所属長は、当該所属長が課長等の場合は代表課長と、警察署長の場合は当該指導・教養に係る業務を所管する部の代表課長と協議の上、派遣するものとする。

### 2 通知

警察庁指定広域技能指導官の教養派遣を行った所属長は、教養課長に通知するものとする。

## 第6 警察庁指定広域技能指導官の支援派遣要請

### 1 支援派遣要請

警察活動上必要な支援を目的として道府県警察等に所属する警察庁指定広域技能指導官の派遣を要請しようとする所属長は、被要請者に係る業務を所管する部の代表課長と

協議の上、東京都公安委員会を通じて当該道府県警察等に派遣を要請するものとする。  
この場合において、必要あるときは、警察庁業務主管課長の調整を受けること。

## 2 通知

警察庁指定広域技能指導官から警察活動上必要な支援を受けた所属長は、速やかに、別記様式第4の「警察庁指定広域技能指導官による支援活動実施結果通知書」により、当該支援活動実施状況について教養課長に通知するとともに、警察庁業務主管課長（警察庁において当該専門的的技能等を主管する課経由）及び警察庁長官官房参事官（教養担当）に通知するものとする。

## 第7 警察庁指定広域技能指導官の支援派遣

### 1 支援派遣

道府県公安委員会から警察活動上の支援を目的として警視庁に所属する警察庁指定広域技能指導官の派遣を要請されたときに、当該警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長は、当該所属長が課長等の場合は代表課長と、警察署長の場合は当該支援に係る業務を所管する部の代表課長と協議の上、東京都公安委員会を通じて派遣するものとする。

### 2 通知

警察庁指定広域技能指導官の支援派遣を行った所属長は、教養課長に通知するものとする。

## 第8 その他

警察庁指定広域技能指導官に関する事務は、教養課において処理するものとする。

別記様式第1（第1の2(1)関係）

警察庁指定広域技能指導官推薦名簿

都道府県名	警視庁				
現所属		階級		職名	
氏名		生年月日		年	月 日生

< 専門的技能等に関する事項 >

部門別	推薦担当課名
本人が有する専門的技能等の概要	
経歴等の概要	
表彰受賞状況	

< 警察庁記載欄 >

業務主管課長意見	
局 部 意 見	
添付資料の有無	有 無

別記様式第2（第2の1関係）

警察庁指定広域技能指導官指定取消上申書

都道府県名	警 視 庁	指定年月日	年 月 日
現所属		階 級	職名
氏名		生年月日	年 月 日生（ 歳）

[ 警察庁指定広域技能指導官指定取消事由 ]

部 門 別	取消上申担当所属
指 定 取 消 上 申 事 由	
意 見	
備 考	

別記様式第3（第4の3の(1)関係）

通知（ ）第 号  
年 月 日

教 養 課 長 殿（教.教1）

長

警察庁指定広域技能指導官による教養実施結果通知書

講 習 名	
日 時	年 月 日（ ）
場 所	
指導官の所属、氏名	
受 講 人 員	
内 容	
備 考	

別記様式第4（第6の2関係）

第 号  
年 月 日

殿

長

警察庁指定広域技能指導官による支援活動実施結果通知書

件名	
日時	年 月 日( )
場所	
指導官の所属、氏名	
内容	
備考	